

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急要請書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれによる大津波は、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故を誘発した。

この重大事故による放射性物質の拡散と投棄は、大気や海洋、そして水源・土壌を汚染して、水道水への乳幼児への飲用制限、農作物や原乳の出荷制限、水産物の漁と出荷の自粛等々、既に本県の農畜産業及び水産業に破壊的な被害を与えている。

先月 21 日及び 23 日、原子力災害対策本部長から原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項に基づく出荷制限の指示により、本県産の農産物のうち、ハウレンソウ、カキナ及びパセリの野菜 3 品目において 6 億円の被害が見込まれ、さらに風評被害の影響に伴い、本県産の野菜全般では 47 億円、現在までに少なくとも 53 億円もの損失が見込まれている。

また、本県沖の水産物においては、コウナゴを初め漁や出荷の自粛を行う一方、水産庁や茨城県において定期的な調査を実施しており、安全性を確認しているにもかかわらず、本県沿岸で漁獲された水産物である事実のみをもって、消費者及び市場・流通関係者から忌避されるといった風評被害を生じている。

風評被害による影響は、このような農畜産業や水産業だけにとどまらず、観光や医療・福祉はもとより工業製品に至るまであらゆる産業に及んでおり、県民生活の基盤が失われていくという、まさに危機的な状態にあると言わざるを得ない。県経済そのものの破綻という事態さえも心底より危惧されるところである。

よって、貴社においては、今般の福島第一原子力発電所事故の早急な収束に万全を期すとともに、今なお甚大な被害を受けている本県の農畜産業、水産業及び観光業などの各事業者等に対し、放射性物質による被害と風評による被害の双方について、十分な損失補償を行うよう強く要望する。

平成 23 年 4 月 21 日

東京電力株式会社

取締役社長 清水正孝様

茨城県市議会議長会

茨城県町村議会議長会